個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム		
行政機関等の名称	海南市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	閲覧や住民票の写しの交付などにより、住民の居住関係を公証するとともに、以下に掲げる事務処理等のために利用する。 ・選挙人名簿への登録 ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認 ・児童手当の受給資格の確認 ・児童手当の受給資格の確認 ・学齢簿の作成 ・生活保護及び予防接種に関する事務 ・印鑑登録に関する事務		
記録項目	1氏名、2出生の年月日、3男女の別、4世帯主の氏名及び世帯主との続柄、5戸籍の表示、6住民となった年月日、7住所及び転居した者については、その住所を定めた年月日、8届出の年月日及び従前の住所、9住民票コード、10選挙人名簿への登録の有無、11国民健康保険の被保険者の資格に関する事項、12後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項、13介護保険の被保険者の資格に関する事項、14国民年金の被保険者の資格に関する事項、15児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項		
記録範囲	海南市に居住する者		
記録情報の収集方法	本人、職権調査、他団体からの通知		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	自衛隊和歌山地方協力本部		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)海南市総務部総務課		
	(所在地)〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	住民基本台帳法第 14 条第 1 項・同条第 2 項		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		

作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

	1		
個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム		
行政機関等の名称	海南市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	日本人の出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録・公証するために利用する。		
記録項目	1氏名、2出生の年月日、3戸籍に入った原因及び年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5養子であるときは、養親 の氏名及び養親との続柄、6夫婦については夫または妻である 旨、7他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8 身分に関する事項(1~7を除く)、9届出又は申請の受付年 月日及び本人以外の者が届出又は申請を行った場合の届出人 または申請人の資格及び氏名(届出人または申請人が父母の場 合は資格のみ)、10報告の受付年月日及び報告者の職名、11請 求、嘱託又は証書もしくは航海日誌の謄本の受付年月日、12他 の市区町村から届書等書類を受けた場合の、その受付年月日及 びその書類を受理した者の職名、13戸籍記載を命ずる裁判確定 の年月日		
記録範囲	海南市に本籍を定める夫婦及びこれと氏を同じくする未婚の 子		
記録情報の収集方法	本人、職権調査、他団体からの通知		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	海南税務署、法務局		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)海南市総務部総務課		
	(所在地)〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	戸籍法第 113 条から同法第 117 条まで		
	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	
備考	

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・班名】市民課・戸籍住民班

個人情報と / 172分(十六/			
個人情報ファイルの名称	戸籍附票システム		
行政機関等の名称	海南市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記載と住民基本台帳の記載を相互に関連させ、両者の記載を一致させることにより、住民に関する記録の正確性を確保するほか、在外選挙人名簿に記載された事項の正確性を確保するために利用する。 1戸籍の表示、2氏名、3住所、4住所を定めた日、5出生の		
記録項目	年月日、6男女の別、7在外選挙人名簿に登録された者に係る 登録市町村名		
記録範囲	海南市に本籍を定める夫婦及びこれと氏を同じくする未婚の 子		
記録情報の収集方法	職権調査、他団体からの通知		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	戸籍法第 113 条から同法第 117 条まで		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)海南市総務部総務課		
	(所在地)〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル□無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			
備考			

個人情報ファイル簿(単票)

【課名・班名】市民課・窓口班

個人情報 ノアイル海(年景)	は味名・姓名】川氏味	心口红	
個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付名簿 (市民課)		
行政機関等の名称	海南市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付対象者(黒江・船尾・日方・内海・大 野・巽・亀川地区)の管理を行うため		
記録項目	1 交付 ID 番号、2 通知ハガキ送付日、3 住所、4 交付場所、5 交付方式、6 氏名、7 生年月日、8 性別、9 受領日、10 受領番号、11 通知カード返納有無、12 他の交付場所(本人が希望した場合)へのカード送達日、13 他の交付場所(本人が希望した場合)、14 備考※11~14 は該当がある場合のみ記入。		
記録範囲	マイナンバーカード交付対象者 (黒江・船尾・日方・内海・大野・巽・亀川地区)		
記録情報の収集方法	地方公共団体情報システム機構からの通知、本人、職権調査		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)海南市総務部総務課		
	(所在地)〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			